

院内感染対策指針

千 木 病 院

第 1 趣旨

医療法人社団浅川千木病院における院内感染予防対策及び院内感染発生時の対応等における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的として定めたものである。

第 2 院内感染対策に関する基本的考え方

全ての患者に対しての感染対策（血液、体液、排泄物、粘膜、損傷した皮膚は感染の可能性がある対象として対応する＝標準予防策）および感染経路別予防策を実践することにより、患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させる。

第 3 組織

院内感染発生時の迅速な対応策、及び院内感染の対策・予防を図るため次の組織を設置する。

1. 院内感染対策委員会

(1) 業務

- ① 院内感染予防策に関すること。
- ② 院内感染の調査及び事故対策に関すること。
- ③ 職場の感染予防対策にあたっての指導、助言に関すること。
- ④ ICT（感染制御チーム）の会議結果の審議に関すること。
- ⑤ 院内感染予防対策マニュアルに関すること。
- ⑥ その他院内感染に関すること。

(2) 院内感染対策委員会の開催

- ① 毎月 1 回開催する。また必要な場合、委員長は臨時院内感染対策委員会を開催することが出来る。
- ② 院内感染対策委員会は、病院長が任命した委員長、副委員長及び委員（病院長、副院長、診療部長、医局長、医師、看護部長、看護師長、薬局長、臨床検査技師、作業療法士、管理栄養士、事務長、事務職員）で組織する。

2. ICT（感染制御チーム）

(1) 業務

- ① 定期的な院内巡回。
- ② 院内感染患者の把握。
- ③ 院内感染情報の収集及び広報に関すること。
- ④ 感染対策委員会への報告と検討。
- ⑤ 滅菌・消毒・清掃に関すること。
- ⑥ 職員への教育

⑦ その他院内感染に関すること。

(2) ICTの開催

① 2か月に1回開催する。

② ICTは、院内感染対策委員長が任命したリーダー及び委員（医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職員等）で組織する。

③ ICTは、機動力を発揮して、未然に院内感染を防ぐことを目的とした実動部隊である。

第4 感染予防対策のための教育・研修

医療従事者は感染対策について意識を高くもっていなければ、院内感染予防対策を徹底することはできない。患者及び医療従事者の感染リスクを最小限にするため、院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、職員に対し以下のとおり教育・研修を行う。

(1) 入職時研修の実施及び全職員を対象とした継続研修を年2回程度行う。

(2) 院内感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として、院内感染対策に関する教育・研修を行う。

第5 感染症の発症状況報告に関する事項

院内感染とは、病院内に感染源があり入院後48時間以上経過し原疾患とは別に感染した感染症をさし、医療従事者が感染し発病した場合も院内感染とする。

(1) 当院の細菌検査結果や感染報告書などから微生物の検出状況を把握し、院内感染対策委員会及びICTに報告する。

(2) 対象限定のサーベイランスを実施及び感染対策への活用。

第6 院内感染集団発生時の対応

院内感染発生が疑われる場合にはICTが情報収集を行い迅速に特定し対応する。必要に応じ臨時院内感染対策委員会を招集し感染経路の遮断及び拡大防止に努める。

第7 本指針の閲覧

本指針の内容を含め、職員は患者との情報共有に努めるとともに、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。また、本指針についての照会には院内感染対策委員長が対応する。

第8 その他院内感染防止対策推進のために必要な事項

職員に院内感染対策を周知するため、院内感染対策マニュアルを院内感染対策委員及び病棟、各部署に配布する。

(附則) この指針は、平成21年5月1日から施行する。

この指針は、平成22年4月1日改定。